

ねんきんだより

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

問合せ 保険健康課 年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合に比べ老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また社会保険料控除の対象となります。

【追納に関する注意事項】

- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付することとなっています。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- 老齢基礎年金を受け取ることができる方は追納できません。すでに老齢基礎年金を受給している方も追納できません。

問合せ 熊谷年金事務所 048-522-5012 保険健康課 0495-77-2113	熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号 年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、 事前にご予約をお願いします。 予約受付専用番号 0570-05-4890
---	--

くらしの110番 代引き配達を利用したトラブルに注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

通信販売サイトの代引き配達を利用し「偽物や粗悪品が届いた」「販売業者と連絡が取れない」などのトラブルが多発しています。トラブル防止のため信頼できないサイトの利用を避けることが重要です。

代引き配達は荷物受取時に支払いを行う仕組みで、品物を確認するのは支払後です。悪質な業者からの返金は期待しづらく、宅配業者に一旦受け取った荷物の引き取りや返金・補償を求めることも基本的にできません。また通信販売はクーリング・オフ制度が適用されず、契約が成立すると解約は購入者と販売者双方の合意が必要になるため、安易に一方的な受取拒否(支払い拒否)をするのは問題を招く恐れがあります。

【事例】
SNSで大手メーカーの広告を見てシャツを注文した。支払い方法が代引きしか選べず注文の最終確認画面も出なかったことが気になりメーカーに問合せると、その商品は製造販売していないと言われた。受取拒否したい。

消費者へのアドバイス

- 悪質販売サイトの主な特徴です。必ず「注文前」に確認し、少しでも不審に感じたら利用を控えましょう。
- 価格の大幅な値引き、品薄・人気商品の在庫が有り安価、日本語の字体や文章表現に違和感がある、支払い方法が「代引き配達」しか選択できない。
 - 「特定商取引法に基づく表記」や「会社概要」に事業者名、所在地、連絡先等の記載がない、実在しない。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎ 048-524-0999

就学援助制度

問合せ 学務課 学校教育担当 ☎0495-77-2312 FAX0495-77-3915

経済的に困っている家庭の保護者に対し、小中学校で必要な費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

【対象家庭】

- ①経済的理由で就学困難な家庭(この制度は所得審査があります)
- ②児童扶養手当を受給している、またはひとり親家庭等医療費を受給している家庭

【対象費用】

学用品費、新入学学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費等の一部

【申込み】

申請書に必要事項を記入のうえ、学務課へ提出してください。 申請後、教育委員会で審査し支給の可否を決定します。
申請書は学務課窓口で配布、または右記2次元コードより町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ

【入学前支給について】

上記の制度に該当し、来年度小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者に対して「新入学学用品費」を入学前に支給します。下記のとおり案内通知を配布しますので、該当する方で入学前に新入学学用品費を希望する場合は、令和8年1月9日(金)までに申請してください。

入学前支給の案内

新小学1年生…新入学説明会の案内通知に同封、または各家庭に郵送
新中学1年生…現在通学している小学校から配布

重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

令和8年1月から重度心身障害者医療費助成制度の対象を拡大します。新たに対象となる方には12月上旬頃に申請書を送付します。

【新たに対象となる方】 ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

- 以下の両方を満たす方
- 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方
 - 自立支援医療(精神通院医療)を受給している方

【対象となる医療費】

自立支援医療(精神通院医療)の自己負担金の額

※対象とならない医療費

- 自立支援医療(精神通院医療)の対象とならない医療費
例)風邪等による外来受診、外科手術、入院費用全般など
 - 医療保険が適用されない治療やサービス
例)健康診断の費用、労災保険の対象となる医療費、診断書等の文書作成料など
- 詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ